

いる(刑法典434-3条1項)。また、これらの通報義務は、守秘義務が課されている場合は免除されるものの、そのような場合であつても、例えば、未成年者等に対する、性的侵害又は身体の一部喪失を含む虐待等を知り、これを司法機関等に通報するときになど、一定の場合には守秘義務が免除され、司法機関又は行政機関へ通報することができ(刑法典226-14条)。

2. 公訴時効

フランスでは、性犯罪等について特に時効期間を延長し、被害者が若年である場合にその時効について特別の規定を設ける制度が設けられている。

1989年に、未成年者に対する重罪が尊属親等によつて行われた場合に、公訴時効が、被害者が成人に達した時に再開又は新たに経過する旨の規定が設けられ、1998年には、加害者の地位に関係なく、未成年者に対する性的な重罪及び軽罪一般に拡大され

た。また、2004年法等により、強姦や性的攻撃等を含む刑訴法典706-47条に掲げられた重罪・軽罪が未成年者に対して行われた場合の公訴時効期間が延長された。こうした未成年者に対する性犯罪等の公訴時効に関する特別規定は、その後の法改正で整理されつつ維持されている。

さらに、2021年の法改正により、性犯罪の公訴時効に関して、繰り延べ時効と呼ばれる制度が導入された。例えば、刑訴法典7条3項は、未成年者に対して行われた刑訴法典706-47条に掲げる重罪の公訴時効期間を、被害者の成人から30年とするのに続けて、「ただし、強姦の場合、この期間が満了する前に、同一人物によつて別の未成年者に対して別の強姦、性的攻撃又は性的侵害が犯されたときは、この強姦の時効期間なる日まで延長される。」とする。

これは、連続する性犯罪について、初期の犯罪の被害者が、その犯罪について公訴時効が完成してし

まつているがために、私訴を申し立てることができず、後続の犯罪に関する単なる証人としてしか手続に参与することができない状況に陥ることを回避することを目的としている。

この制度については、性犯罪被害者の保護をより充実させるとして肯定的に捉える見解もある一方で、公訴時効制度の趣旨やその他の憲法上の原理との整合性の観点から多くの批判もなされており、今後の議論の動向が注目されるところである。

3. 公判審理の非公開

フランスでは、性犯罪等の事件の公判審理を非公開とする余地が、わが国に比して広く認められている。

中でも特徴的なのは、1980年の法改正で挿入された、重罪院での審理に関する刑訴法典306条3項である。同項は、「刑法典第225-7条乃至第225-9条で処罰される強姦、性的攻撃を伴う拷問及び野蛮行為、人身売買

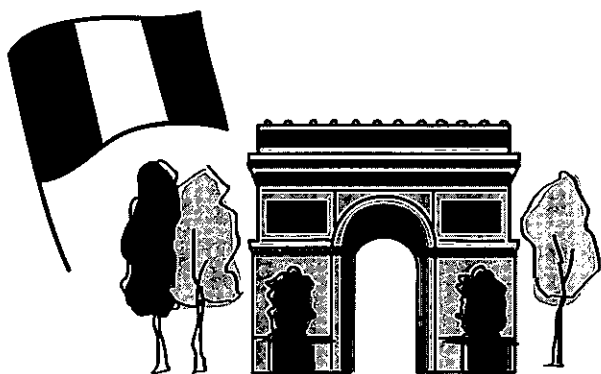
又は加重売春斡旋について公訴が提起され、被害者たる私訴原告人の少なくとも1人の請求があるときは、審理は当然に非公開とする。その他の場合には、被害者たる私訴原告人が反対しないときに限り、非公開を命ずることができ」と規定する。

同項は、性犯罪等の審理を「公にするかどうかを決める権限を被害者に与える」ものである。立法過程では、性犯罪等を特別扱いする理由があるか、裁判の公開という一般原則を侵害しないかが問題視されたが、軽罪化という実務を避けるべきことが強調され立法に至った。ここで軽罪化とは、重罪院での審理に比してより目につかない手続である軽罪裁判所での審理を被害者が望むために、本来重罪として訴追可能であるはずの性犯罪等が軽罪として訴追されるといふ、当時しばしば見られた実務の運用を指す。このような実務を避け、より適当な処罰を担保するために、審理の非公開を被害者の権利とすることが必要であるとき

れたのである。

おわりに

以上のフランスの制度は、児童虐待への対応や刑事手続上の被害者の保護など、現在のわが国における課題を検討する上で、重要な示唆を与えてくれるといえよう。今後、フランスにおける刑事手続上の被害者の地位や児童虐待法制などとの関係も踏まえて、研究を深めていきたい。



報告

旧優生保護法国家賠償請求訴訟

仙台弁護士会弁護士 笠原太良

1. はじめに

旧優生保護法国家賠償請求訴訟は、令和6年7月3日、最高裁大法廷が原告の請求を認めました。今回は、判決の分析ではなく、訴訟活動や訴訟外の動きについて報告します。

2. 旧優生保護法国家賠償請求事件の概要

昭和23年に成立した優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことをその目的とし、本人の意思に基づかず、に不妊手術を行いました。国は、「身体拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある」との通知まで出して、都道府県に手術を推進させました。

国の意向を受け、宮城県は「愛の10万人運動」の名の下に官民を挙げて不妊手術を進めました。その結果、宮城県では1,406人(全国では25,000人)と全国で2番目に多い強制不妊手術の被害者が出ました。

平成8年に優生保護法から母体保護法に改正された際、強制不妊手術の条項は、ひっそりと削除されました。法改正後、宮城県の被害者飯塚淳子さん(仮名)が、「優生手術に対する謝罪を求める会」の支援を受けて一人で国に謝罪と補償を求めてきましたが、厚生省は、「当時は合法、謝罪も補償もしない」と回答し続けました。

飯塚さんは、宮城県に手術記録の開示を求めましたが、飯塚さんが手術をした年の記録は廃棄され

ており、証拠がないため訴訟提起もできずにいました。

そのため、飯塚さんは、平成27年、日弁連に人権救済申立てをしました。申立て自体は証拠不十分で不採用となりましたが、日弁連が旧優生保護法による強制不妊手術等は人権侵害であるとの意見書を公表し、それが大きく報道されました。

その報道を見た宮城県の佐藤由美さん(仮名)と義姉の佐藤路子さん(仮名)が、由美さんの情報開示請求をしたところ、手術記録が開示されました。

そこで、平成30年1月30日、佐藤由美さんが全国で初めて提訴しました。その後、宮城県知事が飯塚さんは手術被害者であることを認めため、同年5月、飯塚さん

も提訴しました。最終的には、全国12地裁（支部含む）に39名が提訴し、うち6名が最高裁大法廷判決を聞く前に亡くなりました。

3. 請求原因と侵害された権利

訴え提起にあたり、弁護士は請求原因をどうするか悩みました。強制不妊手術が不法行為であることは明白ですが、除斥期間（旧民法724条後段）の壁がありました。

そこで、当初は、除斥期間の起算点をずらすため、国会の立法不作為、厚生大臣の不作為を不法行為としました。

侵害された権利は、憲法13条及び14条1項違反を主張しました。13条の具体的権利については、当初「リプロダクティブ・ライツ（子を産み育てるかどうか自由な意思に基づき決定する権利）」を主張し、その後、人生被害（人としての尊厳の毀損）であることも追加しました。最終的に最高裁は、「意思に反して身体への侵襲を受

けない自由」が侵害されたと認めました。

4. 原告の主張と国の反論

国は、優生保護法の違憲性について一貫して認否しませんでした。裁判所から認否を求められても認否せず、除斥期間の適用のみ主張しました。

5. 全国の裁判の経過

平成31年5月に出た仙台地裁での初めての判決は、旧優生保護法の違憲性を認めましたが、結論は請求棄却でした。その後、東京、大阪、札幌、神戸の各地裁で原告は負け続けました。東京地裁以外は旧優生保護法の違憲性を認めつつも、除斥期間の適用により棄却されました。

6. 高い除斥期間の壁

旧民法724条後段を除斥期間とした最判平成元年12月21日が大きな壁となりました。除斥期間の例外を認めた判例は2つしかありません。いずれも加

害者の行為を原因として権利行使出来ない状況が生じている事案で、除斥期間を適用することが著しく正義・公平の理念に反すると

して、権利行使可能となった時から6か月は除斥期間の効果が発生しないと認めたものです。弁護士は、それまで起算的をずらすことで除斥期間の適用を受けないとする「入口論」を考えて

いましたが、控訴審では、民法学者の方々から意見をもらい、一定期間除斥期間の適用を制限するといふ「出口論」に主張を変えました。

7. 大阪高裁、東京高裁での逆転勝訴判決

令和4年2月、大阪高裁が初めて原告の請求を認める判決を出しました。その理由は、「出口論」の考え方に立つものでした。しかし、制限される期間は「訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間」という制限が課されたため、この基準では救われる被害者

と救われない被害者が出ることになる問題がありました。その後、東京高裁でも「出口論」の考え方で原告の請求を認め、熊本、静岡、仙台（二次訴訟）の各地裁、大阪高裁（一番神戸地裁）で原告勝訴が続きました。

8. 二つの仙台高裁判決

原告勝訴の流れが続いたため、佐藤さん飯塚さんの控訴審判決も逆転勝訴になると期待しましたが、令和6年6月、仙台高裁（石栗正子裁判長）は、控訴を棄却しました。考え方は「出口論」に立ちつつも、佐藤さん、飯塚さんが手術をされた10代の頃には不妊手術、優生手術を受けたことを認識したと認定しました。

しかし、同年10月、同じ仙台高裁（小林久起裁判長・二次訴訟控訴審）は、旧民法724条後段は時効を定めたものであるとし、国が原告らの請求権が消滅したと主張することは権利の濫用として許されないと判断しました。小林裁判長は期日において、「本件で、

滅したものとすることは、著しく正義・公平の理念に反し到底容認することができない。以上から、国が除斥期間の主張をすることは信義則に反し権利濫用として許されないとなりました。

原告・弁護士が求めていた、優生保護法に基づく手術被害者すべてが救済される判断でした。

10. 最高裁判決後の動き

最高裁判決後、岸田文雄総理大臣、小泉龍司法務大臣が原告らに面会して直接謝罪しました。最高裁判決を受けて、最高裁に上告されていた訴訟（原審原告勝

訴）は上告不受理となり、その他の訴訟は国と和解のための合意書を締結し、各地で和解し終了しました。

訴訟提起していない被害者のための補償法も成立し（令和7年1月17日施行）、衆参両院で謝罪決議がされました。以上

9. 最高裁大法廷判決

原告が勝訴した大阪、東京、札幌、大阪（一番神戸地裁）と原告が敗訴した仙台の5事件が最高裁に係属しました。

令和6年7月3日、最高裁大法廷は、旧優生保護法はその立法目的が憲法13条、14条1項に違反するとし、最判平成元年12月21日判決を変更し、除斥期間の適用例外を認めました。15人の裁判官全員一致でした。

その理由は、①本件では法律関係の安定という除斥期間の趣旨が妥当しない、②長期間にわたり重大な人権侵害を行った国の責任は極めて重大である、③被害者らが損害賠償請求権を行使することは極めて困難だった、④国会による適切な立法裁量権が行使されなかったとして、原告らの損害賠償請求権が除斥期間の経過により消

講演

裁判員制度15年を迎えて思うこと

仙台高等検察庁検事長 鈴木 眞理子

1. 裁判員制度導入が

刑事司法に与えた影響

裁判員制度は平成21年5月21日に施行され、本年（令和6年）、15年を迎えた。

裁判員制度導入を契機として、公判中心主義、直接主義・口頭主義といった刑事訴訟の理念が意識されるようになり、法廷で見られる景色は相当変わった。キーワー

ドは、「核心司法」と「見て聞いて分かる証拠調べ」である。

「核心司法」とは、裁判官裁判の下での「精密司法」（＝具体的事実や背景事情をできる限り解明する）に対する概念であり、「公訴事実（起訴状記載の事実）」と「重要情状事実（犯情）」を主張・立証し、判決もそれに基づいてなされる。「見て聞いて分かる取調

べ」とは、裁判官裁判の下では判断者（裁判官）が裁判官室で記録を読み込んで心証を形成していたのに対し、裁判員裁判においては判断者（裁判官＋裁判員）が法廷での証拠調べに基づきその場で心証を形成することから、文字通り、法廷で見た耳聞いたりしたただけで理解でき、心証形成できるような証拠調べを指す。